

厚木薬剂师会会则

厚木薬剂师会

作成年月日：平成 30 年 4 月 21 日

版番号：第 4 版

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は厚木薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を厚木市内または愛甲郡に置く。

(目的)

第3条 本会は会員の資質及び職能の向上を図り、地域住民の医療や健康増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 薬学及び薬業の進歩、発展に関する事項。
- ② 職能に関する事項。
- ③ 公衆衛生に関する事項。
- ④ 薬事衛生に関する事項。
- ⑤ 学校衛生に関する事項。
- ⑥ 保険医療に関する事項。
- ⑦ 事業活動に関する調査研究。
- ⑧ 医薬品及び医療用品その他の流通及び価格に関する事項。
- ⑨ 関係官庁及び関係団体との連絡及び協力。
- ⑩ その他目的達成に必要な事項。

第5条 本会則に定める事業の執行に関し必要な事項は理事会の議決を経て定める。

第2章 会員

(資格)

第6条

本会の会員は厚木市及び愛甲郡における薬局、店舗販売業の開設者（法人の場合はその代表者）、及び当該地域に居住又は勤務する薬剤師とする。

2 本会の会員はA会員・B会員より構成される。

- ① A会員は薬局、店舗販売業の開設者または管理薬剤師で神奈川県薬剤師会の会員であるものとする。

- ② B会員は本会の目的及び事業に賛同するA会員以外の薬剤師で神奈川県薬剤師会の会員である事が望ましい。(新)
 - ③ B会員で特に本会に功績のある者は理事会の承認をもってA会員になる事が出来る。
- 3 本会における議決権は、1当該施設あたり1としA会員のみ与えられる。したがってB会員は当該施設より委任された場合を除き議決権はない。尚、第2項③のA会員は議決権を持つ。
 - 4 2ヶ所以上の施設(許可店舗)を有する会員は一施設毎に加入するものとする。
 - 5 本会の会員は所定の会費を支払うものとする。その他応分の負担として、労力・知識の提供、会議の参加等に応じなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員になろうとする者は、入会金を納めなければならない。

- 2 会員は定められた会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費は理事会で決定し、総会で承認を得る。

(退会)

第9条 会員は退会しようとする時は、所定の退会届を会長に提出し退会することが出来る。

- 2 会員が死亡した時は退会したものとみなす。ただし、直ちに後継者を届け出た時は継続とみなす。

(除名)

第10条 会員が次の事項のいずれかに該当する時は総会において出席者の3分の2以上の同意により除名することができる。

- 2 本会の目的を妨げ又は妨げようとする行為のあった時。
- 3 会費の納入を怠り、催促を受けた後6ヶ月以上経ても納入しない時
- 4 犯罪を犯した時。

5 その他、会員として義務を怠った時。

第 11 条 すでに納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

第 3 章 役員

(種類)

第 12 条 本会には次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 3 名以内
- ③ 常務理事 5 名以内
- ④ 理事 (会長・副会長を含む) 全会員数の 3 分の 1 以下
- ⑤ 監事 若干名

(役員を選任)

第 13 条 会長、理事及び監事は総会において選出する。

- 2 副会長及び常務理事は会長が指名する。
- 3 役員に欠員が生じた時は、会長が補欠役員を指名することができる。

(役員職務)

第 14 条 役員職務は次に定める。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。会長事故ある時は予め定められた順位により、その職務を代行する。
- ③ 常務理事は会長、副会長を補佐し、会務を掌る
- ④ 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- ⑤ 理事は最寄りの新規開業者の入会促進に努力しなければならない。
- ⑥ 監事は本会の運営及び会計を監査し、その結果を毎年総会に報告する。

(任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。即ち改選年の 4 月 1 日より翌々年の 3 月 31 日までとする。

- 2 改選年の 4 月 1 日より総会日 (新役員決定日) までは旧役員が職務を代行し責任を負う。
- 3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 顧問は会長の諮問に応じ、又は本会の各会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(職員)

第 17 条 本会は必要な場合に職員を置くことができる。

2 職員に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経て決定する。

第 4 章 会議

(種別)

第 18 条 本会の会議は総会、理事会、常務理事会とする。

(総会)

第 19 条 総会は定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。

3 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員 4 分の 1 以上の要請があれば招集する。

4 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し開会前までに提出された委任状は出席とみなす。

5 総会の招集は開会の日の 10 日前までに会員に対して、会議の目的、内容、日時、場所、を示した文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2 総会の議長は議場の秩序を保ち、議事を進行し、整理し、総会の事務を統括する。

(審議事項)

第 21 条 総会においては、次の事項を議決する。

① 庶務および会計に関する事項。

② 事業に関する事項。

③ 会長、理事、監事の選任及び解任。

④ その他理事会が必要と認めた事項。

(議決)

第 22 条 総会の議決は本会則に別に定めるものの他は議決数の過半数を持って行う。可否同数の時は議長の決するところによる。

第 23 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の日時及び場所
 - ② A 会員の現在数
 - ③ 出席会員の数
 - ④ 議事事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長その他、出席会員の中からその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(理事会)

第 25 条 理事会は理事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会は会長が必要と認めた時又は理事の 3 分の 1 以上から請求があった時に会長が招集する。
- 3 理事会の議長は会長が之に当たる。
- 4 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 理事会においては次の事項を議決する。
 - 1) 総会に提出すべき議案
 - 2) 会務執行に関する事項
 - 3) その他会長において必要と認めた事項
- 6 理事会は議事録を作成しなければならない。
その事項は前条の①～⑤に準ずる。

(常務理事会)

第 26 条 常務理事会は会長、副会長及び常務理事で構成し、会長が必要と認めた時に会長が招集する。

- 2 常務理事会は本会の基本事項、行事を審議し、準備し、会務の処理に当たる。
- 3 理事、顧問、監事は常務理事会に出席し、意見を述べるができる。

第5章 資産・会計

(資産)

第27条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 入会金
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ 財産目録に記載された財産
- ⑦ その他の収入

(経費)

第28条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

(会計)

第29条 本会は会計責任者を置く。

- 2 本会の最終会計責任は会長が負うものとする。

(役員経費)

第30条 各役員に対し活動費、交通費、通信費、日当に相当する費用を支払うことができる。

- 2 その金額は常務理事会で決定し、理事会で承認を得る。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 組織

第32条 本会の会務及び運営を円滑にするための組織は常務理事会において決定し、理事会で承認を得る。

- 2 本会は必要に応じ理事会の承認を得て部会を置くことができる。但し、部会の構成員はA会員及びB会員とする。

第7章 慶弔

第33条 各理事はその所轄の範囲において会員の慶弔を察知し、会長に報告し、重大なもの以外、又は緊急の場合は会長を代理してこれを見舞うものとする。

- 2 慶弔に関する事項は理事の協議による。

3 代理見舞いに要した金品は会において支弁する。

第8章 その他

(会則の変更)

第34条 この会則は総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改訂できる。

(解散)

第35条 本会の解散は総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(財産処分)

第36条 解散の時に存する残金、財産は総会の議決を経て処分する。

第37条 本会が解散した時は、会長、副会長が精算人となる。

附則

本会則は昭和54年4月9日より施行する。

平成5年5月13日改訂 本会則 第2版は平成5年5月14日より施行する。

平成19年4月21日改訂 本会則 第3版は平成19年4月21日より施行する。

平成30年4月21日改訂 本会則 第4版は平成30年4月21日より施行する。